

## 日本国際経済法学会 2017 年度研究大会 報告要旨・企画趣旨

### 午前の部 セッション(I) 自由論題

#### 「EU カナダ包括的経済貿易協定の批准と国際経済法、EU 法及びベルギー法」

長崎大学多文化社会学部准教授

ジャン・モネ EU 研究センター（慶應義塾大学）主任研究員 東 史彦

先般、EU による EU カナダ包括的経済貿易協定（以下「CETA」）の署名にベルギーのワロン地域が反対を表明し、成立が危ぶまれた。本報告では、この CETA の事例から、日 EU 経済連携協定（以下「日 EU EPA」）への示唆を探る。

CETA は、2009 年 5 月に交渉が開始された貿易協定であり、投資の容易化および投資家対国家紛争処理（以下「ISDS」）を含む投資保護等をも規定する。特に、ISDS に関しては、伝統的な ISDS を修正し、投資裁判所制度（以下「ICS」）を導入予定である。

2016 年 10 月 14 日、ベルギーのワロン地域議会は、特に CETA の ICS とそれによる EU および加盟国の規制権限への悪影響を理由に、CETA 署名に反対を表明した。その後、EU コミッションが「共同解釈指針」（CETA に附属、法的拘束力あり）を修正し、ワロン地域の主張を尊重する旨を盛り込んだため、ワロン地域議会も CETA を承認し、同年 10 月 30 日、EU およびカナダは CETA 署名にこぎつけた。

現時点では、2017 年 2 月 15 日に欧州議会が CETA に同意を与え、2017 年 9 月 21 日に EU の排他的権限に該当する部分の暫定適用が開始することとなっている。

CETA 全体の適用には、加盟国の批准が必要である。その理由は、CETA が EU の排他的権限以外の事項（例えば ICS）にも及ぶため、EU のみならず加盟国もともに批准しなければならない、混合協定となるからである（同年 5 月 16 日、EU 司法裁判所は、CETA とほぼ同目的および内容の EU シンガポール FTA（以下「EUSFTA」）を混合協定と判断した）。そのため、CETA の全体適用は、一加盟国または地域のみにより阻止される可能性があり、見通しが不透明である。

また、ICS の EU 法上の問題も指摘されている。EU では、過去に、EEA（欧州経済領域）条約中に規定されていた EEA 裁判所が、EU 法の統一性を損なうことになるため EU 法違反となると判示された。CETA の ICS についても同様の EU 法違反の可能性があり、この点が明確化されない限り、全体適用が実現したとしても、不安定要素が残る。

以上により、現時点での CETA の事例に読みとれる日 EU EPA への示唆として、次の諸点に留意する必要がある。第一に、EUSFTA に関する EU 司法裁判所の判断によれば、日 EU EPA も混合協定と考えられる点、第二に、日 EU EPA 中に EU の排他的権限以外の事項が多いほど、加盟国または地域により拒否され、暫定適用にとどまる可能性または部分が多くなる点、第三に、暫定適用にとどまる場合、EU の排他的権限事項とそれ以外等の区別が必ずしも自明でないために、暫定適用の範囲に若干不明確性が残る点、第四に、個別の批准済ま

たは批准拒否の各 EU 加盟国と日本との関係、第五に、ICS の EU 法上の問題による不安定性、等である。

### 「EU 国際不法行為法における当事者自治の部分的排除」

明治大学法学部専任講師 福井 清貴

EU の「契約外債務の準拠法に関する欧州議会および理事会規則（ローマ II）」（以下、「ローマ II 規則」）14 条は、当事者による法選択（当事者自治の原則）を認める。同条は、同規則の規律する単位法律関係のほぼ全てに妥当する一般規定である。しかし、これが例外的に妥当しない単位法律関係が、不正競争行為および知的財産権侵害である。その理由としては、両法律関係が、国の公益に関わることがしばしば挙げられる。この理由の是非は、同規則の起草過程においても問題になったことを垣間見ることができる。

ローマ II 規則 6 条 1 項は、不正競争行為につき市場地を連結点とする。これは、不正競争防止法が、消費者や競業者等を含む国の市場全体の利益を保護することを主たる目的としていることに基づく。したがって、市場利益に関わる競争法違反においては、加害者と被害者双方に着目した一般不法行為の連結政策、すなわち損害発生地法及び共通常居所地法の連結、回避条項並びに当事者自治の原則が排除される。もともと、同規則 6 条 2 項によれば、当事者双方の利益だけに関わる競争法違反について、一般不法行為の連結政策により準拠法が決定される旨が規定されている。それでもなお、この事項に対する当事者自治の原則の許容については、解釈論上の争いがある。

ローマ II 規則 8 条 1 項は、知的財産権侵害につき保護国法（「領域について保護の要求される国の法」）を指定する。この「保護国」について多数説は以下のように解する。すなわち、夫々の国の知的財産権法は、実質法上の属地主義に基づき、その規律範囲内でのみ妥当する。したがって、ある知的財産権の侵害行為に対しては、侵害された権利の適用範囲内の当該国法が適用されなければならない。その当該国が「保護国」とされる。この保護国の特定は、裁判上、訴訟当事者の主張を基礎に行われ、その主張から、裁判所は、適用の想定される一つまたはそれ以上の法が、ある権利侵害につき適用範囲内にあり、その実質法がその侵害から当該権利を保護しているか否か、その法の法律要件に基づきどのような法律効果が発生するかを判断するのである。これは、実質法から中立的に準拠法を指定する伝統的国際私法のアプローチとはやや異なる。そのため、この保護国法主義が、伝統的国際私法論の下で展開されてきた当事者自治の原則と両立しうるかが、問題となる。もともと、解釈論では、EU 域内で属地主義が必ずしも妥当しない欧州統一知的財産権（欧州商標権等）の侵害の場面、立法論では、インターネットにおける著作権侵害のように、多数の保護国が想定される場面において、当事者自治の原則の意義を認める見解がある。そもそも保護国法主義の基盤とされる知的財産権の属地主義自体ないしはその範囲に疑いがないわけではない。その疑いを是とするならば、当事者自治の容認の余地がより一般的に開かれうる。

本報告は、以上の検討を通じ、我が国における当事者自治の限界の提示を試みたい。

## 「植物検疫上の紛争解決における制度選択-WTO/SPS 協定と IPPC の紛争解決制度の選択」

農林水産省国際研究専門官 舟木康郎

現代の国際社会には複数の紛争解決制度が並存しており、国家による制度選択が生じる要因・理由を検証することが重要な課題の一つとなっている。貿易紛争分野においては、世界貿易機関（WTO）の紛争解決手続（WTO-DS）と自由貿易協定上の紛争解決手続の並存について先行研究が多いが、本報告では、貿易紛争の中でもとりわけ植物検疫という 이슈に着目し、植物検疫に関する紛争解決制度を比較し、国家による制度選択の要因を分析する。

植物検疫に関する紛争においては、WTO-DS の他に国際植物防疫条約（IPPC）の紛争解決制度（IPPC-DS）が存在する。IPPC-DS は WTO-DS と比較して、法化の度合いが低いフレキシブルな制度であり、その勧告は法律の専門家ではなく、科学・技術の専門家により直接行われるという特徴を有している。IPPC-DS はこれまで正式には活用されていなかったものの、最近になってこれを活用する国家が現れた。なぜ、今 IPPC-DS が選択されるようになったのだろうか。

WTO-DS と IPPC-DS が並存している背景として留意すべきことは、IPPC が発効（1952 年）当初から技術的事項に関する紛争解決制度を有していたことである。その後、1995 年に発効した衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）の交渉過程で IPPC を含む既存の紛争解決制度の使用を妨げないとされた。このため、結果的に既に存在していた IPPC-DS は WTO-DS と併存していくこととなった。

植物検疫をめぐる紛争解決制度の選択状況としては、SPS 委員会の特定の貿易上の関心事項（STC）への提起（102 件）（そのうち WTO-DS へ移行する事例が 7 件）が選択される場合が他の仕組みの選択と比べ圧倒的に多かったものの、IPPC への紛争解決の支援要請（9 件）も非公式に選択されてきた（2017 年 8 月現在）。

さらに、最近になって南アフリカ共和国から EU に輸入されるカンキツに関する植物検疫上の紛争に関し、南アが南ア産のカンキツの EU への輸入に際してのカンキツ黒星病に関する EU による検疫措置が厳しすぎるとして、IPPC-DS の活用を公式に選択するというケースが現れた。本報告では、南アがなぜ、本措置の紛争解決にあたり IPPC-DS を選択したのかについて検討し、その上で、IPPC-DS の WTO-DS とは異なる存在意義として、科学的難度が低く科学・技術的内容に特化した紛争の解決にあることを指摘する。この点、SPS 委員会では 2014 年に新しく調停（mediation）手続の導入に合意しており、本報告では、SPS 紛争を WTO-DS への移行を選択せずに解決することへの WTO 加盟国の関心と対応についても考察する。

## 午前の部 セッション(II) 「WTO 上級委員会のマンデートを再考する—張勝和委員再選問題を契機として—」

座長 横浜国立大学教授 荒木一郎

### 企画趣旨

2016年5月に1期目の任期が満了した張勝和 WTO 上級委員（韓国・ソウル大学教授）は、同委員の司法積極主義的な姿勢を理由とした米国の強い反対によって、再選断念を余儀なくされた。米国にはこれまでも自国から選出の委員について国内選考プロセスで再選を妨げるケースがあったとされるが、他加盟国選出の委員の再選に公然と異を唱えることはなかった。この例を見ない上級委員再選プロセスの政治化により、WTO 法の番人としての上級委員会の自律性が根本から揺らぐことへの危機感が、通商コミュニティの中に生まれた。他方、今回の米国の対応については、(準)常設紛争解決組織の「暴走」に対する適切な対応とする評価もある。このような見解は、(準)常設紛争解決組織も条約当事国の授權から自由ではなく、主権国家はその「暴走」をコントロールすべきとの問題意識に基づく。

本セッションでは、この張委員再選問題を契機として、上級委員会のマンデートとは何か、特に張委員の担当案件を含めて昨今の上級委員会の判断はこれを超える「暴走」か、そのマンデートの再定義の必要はあるか、あるとしてどうすべきかにつき議論する。特に既存の国際経済秩序へ挑戦するトランプ政権の出現により、上級委員会の自律性がいっそうの試練を迎えることが予想される中、WTO 法の番人としての上級委員会のあり方を今一度考える機会としたい。

本セッションにおいては、まず、第一報告（伊藤会員）が昨年の張勝和委員再選問題を振り返り、米国による批判の WTO 法解釈論としての妥当性や、上級委員会の自律性への示唆などを検討する。第2報告（玉田会員）は、WTO 上級委員会のマンデートを国際紛争処理法一般のより大きな枠組みに照射し、司法的法創造の基礎とされる判例法形成のあり方や意義を、他のフォーラムとの比較によって検討する。第3報告（清水会員）は、司法積極主義批判に対する解決策として、上級委員会のマンデート内で認められているか否かが明確ではない訴訟経済について論じる。加えて、張委員の後任を選任する 2016 年上級委員選に我が国政府の推挙で立候補した経験に鑑み、荒木座長が当事者の視点からコメントする。

### 「WTO 上級委員再任拒否問題を再考する—司法化の進展とその政治的統制の相克—」

北海道大学准教授 伊藤一頼

本報告では、まず張上級委員の再任拒否問題が発生した経緯を整理する。具体的には、再任拒否の原因として挙げられたいくつかの上級委報告書につき、そこで示された法解釈や結論の妥当性を、長大な傍論の位置づけも含めて検証する。また、再任拒否に関して主要加盟国政府が示した反応や、元上級委員および学界から寄せられた意見・評価等についても検討を加えたい。そのうえで、こうした司法機関に対する政治的コントロールの強化と

いう問題につき、これまで WTO においてどのような議論や提案がなされてきたのかを振り返り、それらと比較しながら、今般の再任拒否という手法が政治的コントロールのあり方として支持しうるものであるか否かを考察する。その際には、WTO の「司法化」が法の支配の強化に寄与しつつも、同時に加盟国権限との緊張関係を生み出してきたという視座に立ち、WTO 体制の社会的な信認や正統性を維持するうえで、司法と政治的統制のバランスをどの辺りに設定することが適切なのかについて、システミックな観点から考察を行ってみたい。

### 「WTO 上級委員会における『判例』形成プロセス—国際紛争処理手続との比較分析—」

神戸大学教授 玉田大

WTO-DS の「司法化」の最大の実績は、短期間で非常に多くの「判例」が蓄積したことである。量的には、20 年間に 500 件という膨大な数の案件（協議要請）を処理しており、他の国家間紛争処理手続と比較して群を抜いている。質的にも、「判例法」を通じた「事実上のルール・メイキング」と評され、WTO の立法的な機能不全を補完してきた。ただし、「裁判」機関に共通して見られるように、判例形成に対しては、過度の司法積極主義や司法立法という批判がつきまとう。換言すれば、判例形成には一定程度の慎重さや法的理由付けの説得性が求められる。そこで本報告では、他の国家間（常設）裁判機関との比較を通じて、WTO-DS における判例形成の特質を明らかにする。とりわけ、以下の点に注目したい。第 1 に、判例形成と迅速な事案処理の関係である。多くの事案を処理する上で、判例形成は有益かつ不可欠である。第 2 に、判例法理の形成状況である。本来、判例形成に際しては、同時に判例離脱法理の形成が求められる。また、先例拘束性（*stare decisis*）と「確立した判例」（*jurisprudence constante*）の区別も問題となる。第 3 に、WTO-DS の法的性質である。伝統的議論（「紛争処理」か「コントロール」か）を踏まえつつ、他の裁判機関の動向を踏まえて検討する。以上の分析を通じて、WTO-DS における判例形成の特質を明らかにしたい。

### 「WTO 上級委員会による『訴訟経済』の行使の機能—false か否かの境界線から—」

経済産業省参事官補佐・弁護士 清水茉莉

WTO 紛争解決手続において、パネル及び上級委員会は、ある法的主張に対する判断が、紛争の迅速な解決に必要なわけではない、または、DSB が十分に詳細な勧告・決定を行うために必要でない場合には、繰り返し訴訟経済を行使して判断を避けてきた。紛争解決に資さない判断に対するこのような訴訟経済の行使は、司法積極主義を抑制するための有効なツールとも思われる。しかし、措置の是正の具体的な態様を原則として措置国に委ねる、緩やかな特定履行を前提とする WTO 紛争解決手続では、紛争解決に必要なか否か・協定不整合な措置の是正に必要なか否かの一義的な判断は必ずしも容易ではない。実際に、上級委員会が、パネルの訴訟経済行使について偽り（false）であると判断した例も複数存

在する。そこで、本報告では、まず、上級委員会が従来、WTO 紛争解決手続の特徴（パネルと上級委員会の性質の差を含む）を踏まえて、訴訟経済を行使すべきか否かに関してどのような判断基準を用い、どのような要素を考慮してきたかを検討する。その際、張委員の再任問題の前後における司法積極主義に対する批判を受けて、上級委員会の姿勢に変化が見られるかにも留意する。これらの検討を踏まえ、WTO 紛争解決手続において訴訟経済の行使が果たしている機能及び今後の望ましい在り方について考察したい。

## 午後の部 共通論題 「国際通商法秩序の現状と将来を考える」

座長 東京大学教授 中川淳司

### 企画趣旨

英国の EU 離脱 (Brexit) とトランプ大統領の TPP 離脱表明を契機として、国際通商法秩序が大きく揺らいでいる。1980 年代初頭以来、市場原理に基づく規制緩和を進め、金融自由化や貿易自由化を推進して経済のグローバル化を先導し牽引してきた英米両国がグローバル化に逆行する方針を打ち出したことで、国際通商法秩序の将来に対する不確実性と不透明性が高まった。先進国と新興国との対立で WTO のドーハ交渉が行き詰まり、主要国は TPP (環太平洋パートナーシップ)、RCEP (東アジア地域包括的経済連携)、TTIP (環大西洋貿易投資パートナーシップ)、日 EUEPA (経済連携協定) などの広域 FTA の交渉に通商政策の軸足を移してきた。Brexit と米国の TPP 離脱表明により、広域 FTA を通じた国際通商法秩序の刷新という動きが停滞する恐れが出てきた。

アジア太平洋では、米国の TPP 離脱表明により、TPP の拡大を通じた FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) の形成というシナリオの先行きが不透明になる一方、RCEP や日中韓 FTA の交渉が進展する見込みは立っていない。米国トランプ政権は NAFTA (北米自由貿易協定) の再交渉、TPP に代わる二国間の通商交渉などの方針を表明しているが、それらがいつ、どのように実行されるかは、アジア太平洋、さらに世界の通商法秩序の今後の動向を大きく左右する。英国は EU との間で EU 離脱の条件や離脱後の英 EU 通商関係について交渉する。交渉の方向性についてはいくつかの選択肢が議論されているが、交渉の結果によっては、英国と EU の関係だけでなく、英国に進出している日本企業等にとっても大きな影響が及ぶことになる。

英米の動きを契機として、国際通商法秩序の将来に対する不確実性と不透明性が高まった現在、国際通商法秩序の現状と課題を正確に把握するとともに、国際通商法秩序の望ましい将来像を構想し、予想される多様な選択肢や岐路に対応しながらそれを実現する戦略を構築する必要がある。本セッションは国際通商法秩序の現状と課題につき、アジア太平洋や欧州の地域的な通商法秩序、日米や米中などの二国間通商関係などに焦点を当てて多角的に検討を加え、合わせて国際通商法秩序の刷新に向けた日本の課題を検討することを狙いとする。

## 「アジア太平洋における地域的な通商法秩序の構築に向けて」

みずほ総合研究所主席研究員 菅原淳一

1. 1990年代にAPECの枠組みで進められたアジア太平洋地域における貿易投資の自由化及びルール形成は、「開かれた地域主義」・自主的・非拘束といった原則の下に1994年にボゴール合意として結実した。その後、EVSL（早期自主的分野別自由化）においてこれら原則からの転換が米国を中心に試みられたが、日本等の反対により失敗に終わった。
2. 2000年代になると、自由化及びルール形成の主役はFTAへと移行した。WTO加盟後の中国、通商戦略の転換を図った日本、韓国が域内外諸国とのFTA締結を積極的に進めた。米国も、2002年のTPA（大統領貿易促進権限）取得の前後からFTA締結を積極化した。
3. 2000年代半ばからは地域経済統合、メガFTAの検討が本格化した。東アジアでは、ASEAN+3によるEAFTA（東アジア自由貿易地域）構想や、ASEAN+6によるCEPEA（東アジア包括的経済連携）構想の検討が開始された。他方、アジア太平洋の枠組みでは、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）構想が2006年にはAPECにおける検討課題となった。前者はRCEP（東アジア地域包括的経済連携）、後者はTPP（環太平洋パートナーシップ）へとつながっていった。
4. 2010年に交渉が開始され、2016年2月に署名に至ったTPPは、アジア太平洋地域における貿易投資の自由化及びルール形成のひとつの到達点と言える。域内の経済発展水準や人口・経済規模、経済構造、政治体制等が多様な12カ国により、ウルグアイ・ラウンド以降の技術革新やグローバル・バリューチェーンの展開、経済社会上の新たな課題に対応するWTOプラスやWTOエクストラの規定を含む貿易投資ルールの集大成として合意されたTPPは、今後の通商協定の「ひな形」、「モデル協定」となり得る。
5. しかし、2017年1月に発足したトランプ米政権がTPPからの「永久離脱」を決定したため、TPP発効は当面望めなくなった。TPPで合意された高水準の自由化と高度なルールを実現し、米国のTPP復帰を促すため、米国以外のTPP署名11カ国は「米抜きTPP」＝「TPP11」の実現へと動き出した。早期合意を目指すRCEP交渉は難航している。また、太平洋同盟は、加、豪、NZ、星を準加盟国として迎え入れるべく、これら諸国とのFTA交渉開始を決定した。これが実現すれば、TPP参加12カ国のうち7カ国が参加する経済圏が構築されることになるため、太平洋同盟を中心とした事実上の「米抜きTPP」を実現する道が開ける。
6. FTAAP実現に向けた今後の動きにおいて、日本の通商戦略が重要な意味を持つ。域内諸国との二国間FTA締結を重視する米国のTPP復帰を実現するには、米国の輸出者が日本やアジア市場で他国の競合相手との競争上不利となる状況を作り出すことが重要である。しかし、日米経済対話で日本が米国にTPPでの約束と同等以上の自由化を約束すれば、米国内のTPP復帰圧力を高めることにはつながらなくなる。日本には、

米国の TPP 復帰へとレールを敷くため、米国からの市場開放要求をかわしつつ、TPP11 及び RCEP の早期合意に向け主導的役割を果たすことが求められている。

## 「米国トランプ政権の通商政策と日本の対応」

高崎経済大学教授 梅島修

### I. はじめに

本報告では、米国トランプ政権の通商政策の全体像とその構成要素を明らかにし、国際通商法秩序の下での評価を検討して、日本がとるべき対応を考察する。

### II. トランプ政権の通商政策

#### 1. 選挙期間中の公約

2016 年 9 月、ピーター・ナバロ氏及びウィルバー・ロス氏がトランプ政権の経済成長計画を発表し、通商政策の改革による貿易赤字の解消を中心に据えた。それを受けて、翌月、トランプ候補は、100 日行動計画を発表し、NAFTA の再交渉または離脱、TPP からの離脱、中国の為替操作国認定、米国労働者に不利な貿易協定への対処等を公約した。

#### 2. 大統領就任後の動き

トランプ政権は、上述の経済計画、行動計画の実施に尽力している。まず、1 月 23 日、TPP から離脱して二国間通商交渉を行うよう USTR に指示した。

NAFTA 再交渉は、5 月にライトハイザー氏が米国通商代表に就任して、本格的に始動した。8 月の第 1 回会合で、同氏は、NAFTA 再交渉の最優先課題は貿易赤字に対処するメカニズムにあると述べた。

中国とは、5 月 11 日、100 日計画の合意に達した。その後、目立った成果は見られない。その一方で、中国産品を標的とした輸入制限を発動するための調査が開始されている。さらに、8 月 14 日、トランプ大統領は、米国の知的財産権や技術革新を棄損する中国の法令、政策等を検討するよう USTR に指示した。

米韓 FTA 再交渉は、6 月 30 日にトランプ大統領が文在寅大統領と会談するまで大きな動きはなかった。同会談を受けて、USTR は米韓 FTA 第 22.2 条に基づく特別会合を開催するよう韓国に要請した。

### III. 国際通商法秩序での評価

これまで、トランプ政権は TPP 離脱以外に具体的な成果を国民に示せていない。このままでは国際通商法との整合性を顧みない施策を行う可能性がある。1962 年貿易拡大法第 232 条に基づく輸入制限措置が発動されれば GATT 第 21 条の安全保障上の例外との整合性が大きな問題となろう。セーフガード措置では USITC の協定整合性への対応が注目される。

WTO では、互惠取引を標榜するトランプ政権の立場が最大の関心事となろう。その一方で、米国は、アンチダンピング措置における中国の非市場経済扱い、また中国の諸施策と WTO 加盟議定書との整合性と有効性を問題とする可能性がある。

### IV. 日本がとるべき対応



経済計画、行動計画、また、本年3月の貿易政策課題においても、日本との通商問題については何ら具体的に述べられていない。これまでの政権側の発言からすると、NAFTAの交渉の成果を踏まえて日本との通商交渉に臨んでくると考えられる。したがって、日本としては、NAFTAに採用される条項に日本の立場を反映させるべく、TPP11交渉及び日米経済対話で働きかけておくことが重要であろう。

### 「Brexitと英EU通商交渉の行方」

早稲田大学教授 中村民雄

本報告はBrexit（英国のEU脱退）後の英国とEUの通商関係を構築する新協定（関係協定）が国際通商法秩序に対して及ぼす影響を推察する。英国政府は、脱退後のシナリオがないまま2016年6月の国民投票を行い想定外の脱退多数を得た。政府の政策形成は混乱し、1年後にようやくEUとの脱退交渉に入ったが、脱退後の英国のEUとの将来の関係について具体性をおびた提案を示せたのは、ようやく2017年8月15日であった。その案によれば、物品貿易について脱退後の一定期間、EUとの関税パートナーシップ（擬似関税同盟）を設けて対EU通商の現状をできるだけ維持しつつ、その間にEUや第三国と新たな関係協定を交渉していくという。だがEU側からはこの案を「ファンタジー」と評され、将来の通商関係を語る前に、EU市民の既得権保障や脱退手切れ金（英国の対EU既存債務）算定など脱退条件の交渉が先であると応答した。まさに通商交渉の行方はいまだ不明である。

このような状況のもとでは、現実を離れて一般的に理念型を語らざるを得ない。そこで本報告では、脱退条件協定と将来関係協定の交渉を規律する法（英国法、EU法、国際法等）に触れつつ、まず理念型として、英EUの将来関係協定の通商関連部分の選択肢を（前例・類例を参考に）示し、それらについてどのような法的問題や既存法への影響があるかを考える。この過程で日欧EPA（JEFTA）に及ぼす影響にも言及する。次に、英国-EUの脱退交渉の現実の動きを理念型に照らして位置づける。なお、英国のEU脱退の影響は通商を超えて広がることにも簡単ながら触れておきたい。

本報告は国際経済法の関心に即して行うため、EU脱退をめぐるEU法上の論点や、Brexit国民投票からEUへの公式脱退通知にいたるまでの英国憲法上の問題については論じない。それらはさしあたり、下記の拙稿を参照されたい。

(2017.8.16)

中村民雄「EU脱退の法的諸問題—Brexitを素材として—」福田耕治編『EUの連帯とリスクガバナンス』（成文堂、2016年5月）103-122頁〔EU法上の諸論点、法律家向け〕

同「イギリスのEU脱退とイギリス憲法①②（全2回）」School of Law, Waseda University, Web page（2016年7月）<https://www.waseda.jp/follow/law/news/2016/07/04/8198/> および

<https://www.waseda.jp/follow/law/news/2016/07/08/8199/>

「イギリスのEU脱退(Brexit)の法的諸問題:脱退決定から通知まで」比較法学50巻3号1-39頁（2017年3月）〔英国憲法上の諸論点、法律家向け〕

同「変容する未完の憲法—イギリスの EU 加盟と脱退—」レヴァイアサン 60 号 100-117 頁  
(2017 年 4 月) [英国憲法上の諸論点、一般向け]

同『イギリス憲法と EC 法—国会主権の原則の凋落』(東京大学出版会、1993 年) [英国の  
EC 加盟の憲法問題・当時の EC 法秩序全体に照らした英国憲法の再解釈]

### 「国際通商法秩序の将来に向けた日本の取組み」

経済産業省通商政策局通商機構部参事官 西脇修

今後の通商秩序について (平成 29 年 8 月)

#### 1. WTO ドーハラウンドの停滞

○2001 年 11 月のカタル・ドーハでの第 4 回 WTO 閣僚会議において新ラウンド (通称 :  
ドーハラウンド) の立ち上げが宣言され、以降、交渉が重ねられたが、2008 年 7 月のジュ  
ネーブでの非公式閣僚会合の決裂を一つの象徴に、ドーハラウンドは停滞へと向かった。  
○ウルグアイ・ラウンドと比べて参加国数も増え、交渉が難しさを増したことも一因だが、  
停滞した大きな背景としては、新興国の成長、先進国との相対的な力関係の変化が挙げら  
れる。

○2000 年には世界経済の約 20%であった新興国も、2010 年には約 30%に、それが 2015 年  
には約 40%を占めるに至っている一方で、ドーハラウンドでは、新興国も途上国として扱  
われ、先進国と同等の義務を負わないところに停滞の要因があったと指摘できる。

○同じ 2008 年 9 月に起きたリーマンショックは、先進国経済と新興国経済の相対的位置づ  
けの変化を決定づけ、以降、ドーハラウンドという構図に、米国が真剣に戻ることはなか  
った。

#### 2. 米国の方向転換・国際通商秩序の変化

○2010 年以降、米国はメガ FTA 交渉への積極的な参加を開始し、2010 年 3 月には米国の T  
P P への参加を決定し、2013 年には EU との間で TTIP 交渉を開始した。

○米国は、メガ FTA に加えて、主要国が参加するプल्ली交渉も積極的に開始した。2012 年  
5 月には日米 EU で ITA 拡大交渉開始し (その後、中国も参加)、同年、日米 EU が参加し  
て、TiSA も交渉を開始した。

○2010 年以降は、WTO の紛争解決手続においても、構図が大きく変化した。従来は、米  
EU 間のエアバス・ボーイングケースに代表されるように、米 EU、日米、日 EU の先進国  
間でのケースが主だったが、対中国でのレアアース・ケースに代表されるように、日米 EU  
は中国を始めとする新興国に対するケースへとシフトしていった。

#### 3. 米国新政権の誕生と国際通商秩序

○2017 年 1 月にトランプ政権が誕生し、TPP から離脱し、NAFTA 再交渉が開始されること  
となった。また、米国法である通商法 232 条、301 条に基づく調査も開始された。

○他方で、中国の非市場経済国問題や、オバマ政権下で始めた中国の農業補助金問題等  
では、米国は WTO の紛争解決制度を積極的に活用していく姿勢を見せている。

○国際通商秩序は、岐路に立っており、新たな課題に対応することを通じて一方的措置等を抑止し、**relevant** なシステムであり続けられるよう、**WTO** を含む、国際通商秩序の強化が改めて求められている。